

徳島県介護職員初任者研修（通学） 学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

社会福祉法人 凌雲福社会

住所 徳島県板野郡藍住町矢上字安任 156-1

（目的）

第2条 介護職員初任者研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした職業教育であり、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢を習得し、将来、介護福祉士としての専門的な知識・技術を習得するための基礎研修とすることを目的として行う。

また、本講座を就業者支援訓練にて行うことから、介護人材の確保、就業者支援として社会に貢献するものとする。

（実施形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下研修という。)を実施する。

（研修の名称）

第4条 研修の名称は、次のとおりとする。

凌雲福社会 介護職員初任者研修講座（通学）

（年間事業計画）

第5条 平成29年度の研修事業は次のとおり実施する。

回数：1回

実施期間：平成29年7月～平成29年9月

募集定員：30名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次のすべてに該当する者とする。

①心身ともに健康である者

②通学可能な者

③介護サービスに従事する意志のある者

④その他、凌雲福社会が本研修受講者として適当と認めた者

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

50,000円(テキスト代、資料代、試験料含む)

申込時に内金として10,000円預かり。

研修開始1週間前までに残金全額納入。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護職員初任者研修テキスト ミネルヴァ書房発行

(解約条件及び返金)

第9条 開講8日前以前の解約時は払戻し手数料(5%)を差し引いて返金。

開講7日前以降の解約については、払戻しできません。

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第11条 ケアハウスサンガーデン凌雲 2F 地域交流スペース

徳島県板野郡藍住町矢上字安任 156-1

在宅ケア支援センター凌雲津田

徳島県徳島市津田町3丁目7番9号

メディション凌雲名東町

徳島県徳島市名東町1丁目69番2

メディション凌雲万代町

徳島県徳島市万代町5丁目22番地9

(担当講師)

第12条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(科目の免除)

第13条 科目の免除についてはこれを認めない。

(修了の認定)

第 14 条 修了の認定は、第 10 条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- ①修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的理解の理解度及び生活支援技術の習得の評価については、併せて実技試験も行う
- ②認定は、100 点を満点とし、A (90 点以上)、B (80～89 点)、C (70～79 点)、D (70 点未満) の 4 区分で評価し、評価 C 以上を合格とする。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、再評価を行う。

(研修欠席の扱い)

第 15 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。またやむを得ず欠席する場合には、事前に連絡を入れる。

(補講の取り扱い)

第 16 条 研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められる者については講義・演習の 1 割を上限とし、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

(受講の取消)

第 17 条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

- ①学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- ②研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。
- ③その他、本会が不相当と、認めた者。

(修了証書の交付)

第 18 条 第 15 条により修了を認定された者に対し、本会において徳島県介護員初任者研修事業者指定要綱第 9 条に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者の管理)

第 19 条 修了者管理については、次により行う。

- ①修了者は、修了者台帳に記載し、徳島県が指定した様式により県知事に報告する。
- ②修了証明書の紛失があった場合は、修了生の申し出により、再発行することができる。尚、再発行には手数料 1,000 円が修了生の負担となる。

(個人情報管理)

第 20 条 研修運営上知り得た受講生に係る個人情報は、厳重に保管し、個人情報保護の適正な管理に努める。

(その他の留意事項)

第 21 条 受講生等が実習等で知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することのないよう受講生の指導を行う。

(施行細則)

第 22 条 この学則に必要な細目並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、本法人がこれを定める。

(付則)

この学則は平成 25 年 10 月 2 日から施行する。

この学則は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この学則は平成 27 年 4 月 6 日から施行する。

この学則は平成 27 年 10 月 19 日から施行する。

この学則は平成 28 年 4 月 4 日から施行する。

この学則は平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

この学則は平成 29 年 7 月 3 日から施行する。